

国産水産物流通促進事業に係るボランティア指導員
(流通の各段階への指導) 募集要領

国産水産物流通促進センター

(目的)

第1条 この要領は、国産水産物流通促進センター（以下「センター」という。）が実施する国産水産物流通促進事業（以下「本事業」という。）のうち、流通の各段階への指導を円滑に実施するため、指導に当たるボランティア指導員の募集方法について定める。

(定義)

第2条 流通の各段階への指導（以下「指導」という。）とは、生産者・流通加工業者の目詰まり解消のために、案件毎にボランティア指導員による助言を行うことである。

(募集の方法)

第3条

- (1) ボランティア指導員の募集は、センターが別途定める流通関係団体等の協力を得て行うとともに、センターのホームページ及び機関紙等による公募も行う。応募に当たっては、ボランティア指導員応募票（別紙様式1）、略歴書（別紙様式2）及び推薦状（法人格を持つ法人或いは地方公共団体によるもの）を提出する。
- (2) センターは推薦状の提出を免除することができる。

(人選)

第4条 ボランティア指導員の候補の人選は、応募者の専門性および指導者としての力量を勘案し、センターの運営委員会において決定する。

(任命)

第5条 センターは、第4条で決定した候補者のうち、機密保持誓約を含む承諾書を提出した者を、ボランティア指導員として任命する。

(指導の実施)

第6条

- (1) ボランティア指導員はセンターが指定する個別案件について指導を行う。
- (2) ボランティア指導員はセンター職員等と水産物流通促進チームを組み、指導を行うことができる。
- (3) ボランティア指導員には、指導に必要な旅費を支給する。さらに、別途定める条件を満たす場合、謝金を支給する。